

全国瞬時警報システム「J・A・L・E・R・T」

▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

全国瞬時警報システムとは

緊急地震速報や武力攻撃に関する有事情報など、対処に時間的余裕のない緊急情報を、国が人工衛星を介して送信し、これを町が受信、防災行政無線を自動的に起動・放送する仕組みの事です。

これにより、住民の皆様は24時間体制で瞬時に緊急情報をお知らせすることが可能となりました。

警報が発表されるまでの流れ

- ①内閣官房や気象庁が緊急事態の発生を把握
- ②緊急事態を消防庁へ伝達
- ③消防庁が通信衛星を経由して緊急情報を全国へ発信
- ④町に關係のある情報の場合、防災行政無線が自動的に起動し、警報を放送

警報が放送されたときは

- ①緊急地震速報のとき
地震が来る数秒前の放送のため、直ちに身の安全を確保して、危険な場所から遠ざかってください。
- ②大津波警報・津波警報のとき
海岸部にいる方はすぐに退

避してください。様子を見に行ったりしないようにしてください。
③弾道ミサイル、航空攻撃、ゲリラ・特殊部隊攻撃、大規模テロ情報
家の中に避難し、テレビやラジオから詳しい情報を得ると共に、町からの情報に注意してください。

緊急地震速報の運用について

3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震の影響により、国での緊急地震速報の運用が停止されており、これにあわせて町も運用を停止しています。運用の再開時期は未定となっておりますが、再開する場合は、別途お知らせします。



●町で放送する警報

受信情報	放送内容（3回繰り返します）
緊急地震速報（※1）	緊急地震速報チャイム音（※2） 『緊急地震速報。大地震（おおじしん）です。大地震です』
大津波警報	消防サイレン 3秒吹鳴2秒休止（×3回） 『大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください』
津波警報	消防サイレン 5秒吹鳴6秒休止（×2回） 『津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください』
弾道ミサイル情報	有事サイレン（※3） 14秒吹鳴 ミサイル発射情報 『ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください』
航空攻撃情報	有事サイレン 14秒吹鳴 航空攻撃情報 『航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性がります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください』
ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	有事サイレン 14秒吹鳴 ゲリラ攻撃情報 『ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性がります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください』
大規模テロ情報	有事サイレン 14秒吹鳴 大規模テロ情報 『大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください』

- ※1 推定震度が5弱以上の場合に放送されますが、震源が近い場合は間に合わないことがあります。
- ※2 緊急地震速報チャイムはNHKの緊急地震速報のサイトで聴くことができます。
<http://www.nhk.or.jp/bousai/>
- ※3 有事サイレンの音は内閣官房の国民保護ポータルサイトで聴くことができます。
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

バリアフリー基本構想策定協議会委員の募集について

▼問合せ 企画グループ ☎079(435)0356

播磨町では、平成23年度において、高齢者、障がい者、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するための基本構想を策定するにあたり、策定協議会を設けることになりました。

バリアフリー基本構想策定協議会では、播磨町のバリアフリー基本構想を策定するために必要な事項について協議します。委員は学識経験者や公共交通事業者、障がい者・高齢者の代表、公募委員などの計20人以上で組織します。

つきましては、播磨町のバリアフリーについて住民の視点から考えていただける方を募集します。
誰もが住みよい播磨町を目指し、一緒に考えてみませんか？

●募集条件

- ▼募集人数 2人
- ▼応募資格
・播磨町在住または在勤の18歳以上の方
・平日昼間の会議に出席できる方
・播磨町職員及び議員でない人
- ▼任期 平成24年3月31日まで
- ▼会議開催予定
年間5回程度。第1回目の

●応募について

- ▼応募期限 6月8日(水)（郵送の場合は当日必着）
- ▼応募方法 応募用紙に記入の上、郵送、FAXまたはメールにより提出してください。
- ▼その他 委員には、会議出席の都度、町の定める報酬をお支払いします



会議は、6月16日(木)午後2時からです。会議の時間は、平日昼間の2時間程度です。
応募用紙は、企画グループ、中央公民館、各コミセン、福祉会館、福祉しあわせセンターの窓口においてあります。町ホームページからダウンロードもできます。
※応募書類は返却しません。
▼選考方法 応募書類による選考を行い、6月10日(金)までにご連絡します

住基カードの受け取り時の本人確認を強化します

▶問合せ 住民グループ ☎079(435)2363

住基カード(住民基本台帳カード)は、身分証明書として利用できます。顔写真付きの住基カードは金融機関で口座を開設するときや携帯電話を新規購入する場合などに、運転免許証などと同様に身分証明書として利用できます。

なお、住基カードの不正取得事件発生を受けて、即日交付の際の本人確認を6月より強化させていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解の上、ご協力をお願いします。

▶住民基本台帳カード取得に必要なもの

- ・別表「本人確認書類A」から2点、または、「本人確認書類A」から1点と「本人確認書類B」から1点
- ・このような証明書をお持ちでない方は、ご自宅に照会文書を送付します。その後、改めてご本人に来庁していただきますので、カードをお渡しできるまでに2、3日かかります。

【本人確認書類】

- 本人確認書類 A**
- ◆運転免許証(仮運転免許証は含まない)
 - ◆パスポート ◆身体障害者手帳
 - ◆療育手帳 ◆精神障がい者保健福祉手帳
- ※顔写真付で有効期間内のものに限ります。
- 本人確認書類 B**
- ◆健康保険証、船員保険証、共済組合員証
 - ◆後期高齢者医療被保険者証
 - ◆医療受給者証 ◆介護保険証
 - ◆国民年金・厚生年金の年金手帳または年金証書、船員保険・共済組合年金、恩給の証書
 - ◆船員手帳 ◆海技免状
 - ◆猟銃・空気銃所持許可証
 - ◆戦傷病者手帳
 - ◆電気工事士免状 ◆無線従事者免許証
 - ◆宅地建物取引主任者証
- など、各種資格証や免状
※本人確認の書類は、コピーさせていただきます。

▶交付手数料 平成26年3月31日まで無料
※任意代理人による手続き 代理人が住基カードの交付を申請したり、住基カードを受け取ることができるのは、本人が入院中や身体の障害などの「やむを得ない理由」がある場合に限りです。

住民税(町民税・県民税)の減免

▼問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

退職や失業などにより所得が無くなった、著しく減少した場合で、一定の要件を満たしていれば減免を受けることができます。

減免の申請をされる方は、納期限の7日前までに申請書を出してください。減免申請書は税務グループの窓口にあります。

▼対象

【A】次の①～③全てに該当する方

- ①平成22年中の総所得金額が800万円以下の人
- ②失業、休業(育休含む)、または廃業などの事由が発生した方
- ※休業の場合は、休業期間中に納期限の到来する納期分のみが減免対象となります。



- ③事由発生後1年間の総所得金額が、前年の総所得金額と比べて半分以下に減少すると認められる人
- 【B】納税義務者が死亡し、相続人の納税が困難であると認められる場合(課税の基礎となつた年分の相続人及び被相続人の両方において総所得金額が800万円以下であること)
- ▼申請に必要なもの
- ・納税通知書
 - ・印鑑
 - ・前述の②・③に該当することを証明できる書類(雇用保険受給資格者証、無職の申立書、税務署への廃業届出書控、医師の診断書など。年金受給者は年金証書・年金改定通知など最新の年金額がわかるもの)
 - ・相続人が町外の方の場合は相続人の所得証明書
- ▼問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

平成23年度 住民税(町民税・県民税)の改正

平成23年度から実施される、住民税の主な改正点についてお知らせします。

▶問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

1. 所得税の寄附金控除の最低額が変わりました

所得税の寄附金控除について、控除の対象となる寄附金の最低額(適用下限額)が2,000円(改正前5,000円)に引き下げられ、控除を受けやすくなりました。

なお、住民税の寄附金控除の適用下限額は5,000円のままです。

○所得税の寄附金控除額 寄附金の額※1 - 適用下限額(5,000円→2,000円) = 寄附金控除額

※1: 総所得金額などの合計額の40%を上限

○住民税の寄附金控除額

地方自治体への寄附の場合は下記①と②の合計、それ以外は①のみが寄附金控除額となります。

①(寄附金の額※2 - 適用下限額 5,000円) × 町民税6%・県民税4% = 寄附金控除額

※2: 総所得金額などの合計額の30%を上限とし、地方自治体や、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県共同募金会などへの寄附金が対象

②(寄附金の額※3 - 適用下限額 5,000円) × (90% - 所得税の税率) × 町民税3/5・県民税2/5 = 寄附金控除額※4(特例分)

※3: 地方自治体への寄附が対象

※4: 寄附金控除額(特例分)は町・県民税の所得割の10%を上限

2. 「県民緑税」の実施期間が延長されました

兵庫県では、多様な公益的機能を有し県民生活に密接にかかわる「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で支える仕組みとして、平成18年度から「県民緑税」(県民税均等割の超過課税)を導入し、災害に強い森づくりや、環境改善や防災性の向上を目的とした都市の緑化を進めてきました。

これまでの取り組みに大きな効果があったことや、平成21年度台風第9号災害などにおける谷筋の立木の流出などの新たな課題に対応しつつ森林整備・都市緑化をさらに進める必要があることから、課税期間を平成27年度まで5年間延長します。

税率(年額)

個人は、800円(現行の個人県民税均等割1,000円に上乘せ)

法人は、均等割額の10%相当額(資本金などの額に応じ2,000円～80,000円)

※住民税(県民税)と併せて納めていただきます。均等割が課税されない人は対象となりません。

こんな事業に 県民緑税が活かされています

○災害に強い森づくり事業(森林の整備)

森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため、斜面の防災機能の強化や災害緩衝林を造成する緊急防災林整備、里山防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交林化、野生動物育成林整備を実施します。

○県民まちなみ緑化事業(都市の緑化)

都市の環境の改善や防災性の向上を目的に、住民団体などにより実施される植樹や芝生化などの緑化活動に対して助成します。

▼「県民緑税」の問合せ

兵庫県税務課 ☎078(362)3086
FAX 078(362)3906



▲県民まちなみ緑化事業の助成を受けて土山駅南のガーデンプラザに桜の苗木が植樹されました

介護保険料の減免制度のお知らせ

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

平成23年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。下表のような減免制度もありますので、該当される方は申請してください。

減免対象者	減免金額
①本人または生計を維持している方が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方	保険料の全額
第3段階～第8段階で以下のいずれかに当てはまる方 ②生計を維持している方の死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった方 ③生計を維持している方が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった方 ④生計を維持している方が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった方	今の保険料と減少した所得を基に計算し直した保険料との差額
⑤第1段階で老齢福祉年金を受給している方で以下の全てに当てはまる方 (ア)世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること (イ)資産などを活用してもなお生活が困窮していること (ウ)市町村民税が課税されている方と生計同一でないまたはその方の扶養を受けていないこと	保険料の2分の1
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる方 上記⑤の(ア)(イ)(ウ)に同じ	保険料の2分の1
⑦第3段階で以下の全てに当てはまる方 (ア)世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が右の金額以下であること 上記⑤の(イ)(ウ)に同じ	保険料の3分の1
⑧第3段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している方	保険料の3分の1
⑨刑事施設に1ヵ月を超えて入所している方	入所月から退所月の前月までの期間の保険料

※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

国民年金

国民年金の届出・手続きを必ず行ってください

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一、亡くなられたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。

次のようなときには、お住まいの市区町村役場への届出が必要です。届出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

20歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入していない方が、20歳になったときは、国民年金の第一号被保険者になりますので、市区町村役場に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

会社を退職したとき

会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金の第二号被保険者になります。第二号被保険者の方が60歳になる前に、会社などを退職

被扶養配偶者の方の収入が増えたとき

会社などに勤めて、厚生年金や共済組合に加入している方の被扶養配偶者の方(20歳以上60歳未満の方に限ります)は、国民年金の第三号被保険者になっています。第三号被保険者の方のパート収入などが130万円以上になつたときは、被扶養配偶者

でなくなり、第一号被保険者になりますので、市区町村役場に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

平成23年度の国民年金の第一号被保険者の保険料は、月額1万5020円です。国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、免除制度や学生納付特例制度があり、市区町村役場または年金事務所への申請手続きによって、保険料の納付が免除されたり猶予されたりして、保険料の未納を防止できることになっています。

▼問合せ

保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

免除制度などを「ご利用し てください」

平成23年度の国民年金の第一号被保険者の保険料は、月額1万5020円です。国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、免除制度や学生納付特例制度があり、市区町村役場または年金事務所への申請手続きによって、保険料の納付が免除されたり猶予されたりして、保険料の未納を防止できることになっています。

▼問合せ

保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

※老齢厚生年金などを受ける権利をもっている配偶者の方が65歳になって第二号被保険者でなくなったときも、それまで第三号被保険者だった方は、第一号被保険者になるための手続きが必要です。

<http://www.nenkin.go.jp/>



～20歳以上60歳未満の方へ～

平成23年度 播磨わくわく講座

「安心して暮らせる町にしたいなあ」「もっと播磨町のことを知りたいなあ」という声にお応えします。

播磨わくわく講座は、住民の皆さんが主催する会合や催しに町職員や専門家が出席します。町政の現状や暮らしの中で知っている役立つ内容の講座を開催していただくことにより、まちづくりについて理解を深めていただき、住民の皆さんと行政が協働して、住みよいまちをつくることを目的としてつくられた講座です。

<申し込みできる方は>

原則として、町内に在住、通学、通勤している5人以上の団体・グループなら誰でも申し込みできます。(講座28～30を除く)

<申し込み方法は>

実施日の1ヵ月前までに、播磨わくわく講座申込書を企画グループへ提出してください。詳しくは下記をご覧ください。

<開催時間と場所は>

平日・休日を問わず、午前9時から午後9時までの間で2時間以内とし、開催場所は、公共施設・集会施設などで、町内に限らせていただきます。(講座28～30を除く)

<講師料は>

講師料は無料ですが、講座によっては、材料費や資料代などが必要になる場合があります。

<利用できない場合は>

- ① 公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- ② 政治、宗教または営利を目的とした催しなどを行うおそれのあるとき。
- ③ 播磨わくわく講座の目的に反しているとき。

<会場の手配は>

この講座は、住民の皆さんが主催する催しに、講師を派遣する制度です。会場の手配や催しの周知、当日の進行などは、主催者側でお願いします。

<注意事項>

- ① この講座は、苦情などをお聞きする場ではありません。
- ② 講座の時間は、当初予定した時間内に終わるようにお願いします。
- ③ その場で説明できない内容がある場合も予想されますので、ご了承ください。
- ④ 日程については、講座の内容、講師の都合などにより、調整させていただく場合もあります。

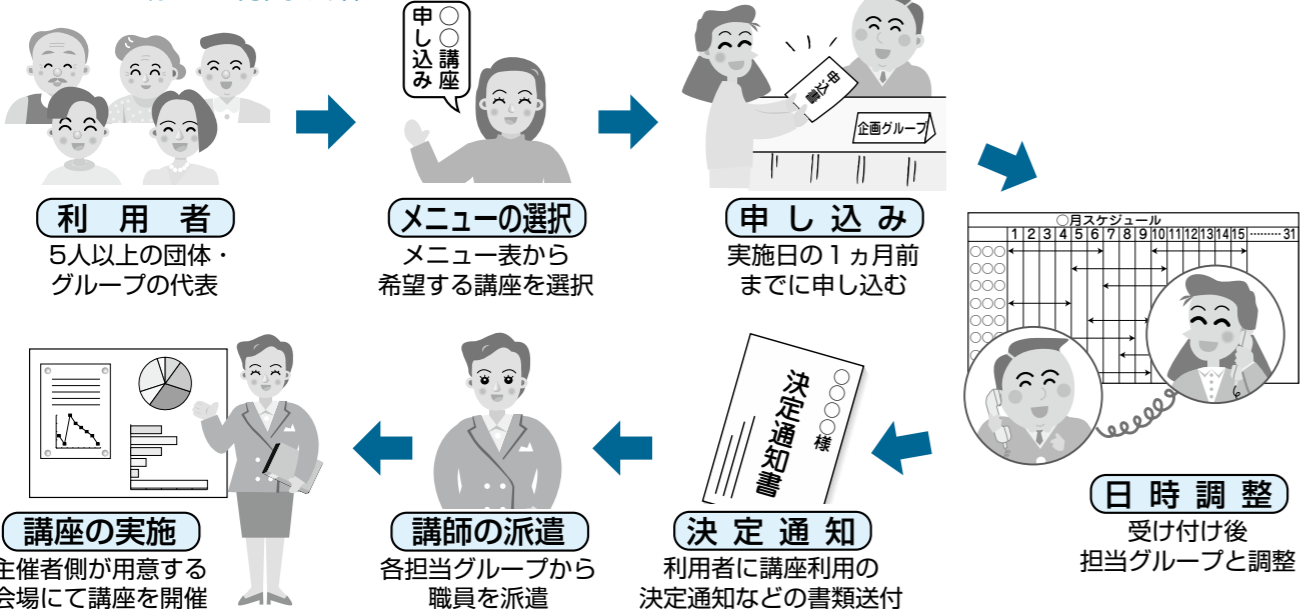
役場職員以外の講師が担当する講座もあります

次の講座はそれぞれの専門家による講座です。ただし、以下の条件がありますので、ご注意ください。

- 28番 講師派遣：兵庫県加古川警察署
- 29番 講師派遣：神戸地方裁判所姫路支部
- 30番 講師派遣：近畿総合通信局
- ▶団体 30人以上の団体・グループ
- ▶時間 平日の午前10時から午後4時までの間で2時間以内

切り取って保存してください

●わくわく講座の利用手順



問合せ・申込み

企画グループ 申し込み前に電話などでご相談いただければ、日程調整がスムーズに進みます。
☎079(435)0356 ㊚079(435)0609

このページは点線で切り取って保管してください。

見て☆話して☆体験する「夏休みおもしろ教室」

▶問合せ すこやか環境グループ ☎079(435)2721 図書館 ☎079(437)4500
図書館とすこやか環境グループが共催で「夏休みおもしろ教室」を開催します。往復はがきでお申し込みください。

講座番号・開催日時	講座名・内容【持ち物】	材料費	対象・募集数	場所
①8月1日(月) 10:00~12:00	風力発電機を作ろう! クイズや実験をとおして発電の仕組みを学び、風力発電機を作って体験する	なし	幼・保~小6 親子20組	図書館 2階 学習室
②8月2日(火) 10:00~12:00	4Rを知ろう!&風りんを作って涼しくなろう! ごみを減らし、生活環境を守っていくに必要な4Rについて学んだ後、風りんを作る ※絵の具がついても大丈夫な服装で来てください。	なし	幼・保~小6 親子15組	
③8月3日(水) 10:00~12:00	音あそび 身近な素材で楽器を作ろう! 音当てクイズ、楽器創り、パンブーダンスを通じて、音を「聴く」「作る」「奏でる」ことを体験する 【持ち物】脱げにくい靴	なし	幼・保~小3 親子15組	野添 コミセン
④8月4日(木) 10:00~12:00	指でくるくる 親子で楽しくパステル教室 指で簡単に描くパステルアート。素敵なオリジナルの絵を描く 【持ち物】エプロン	200円	幼・保~小6 親子20組	図書館 2階 学習室
⑤8月5日(金) 10:00~12:00	極低温の世界を観察しよう! 液体窒素やサーモグラフィを使って実験をする 【持ち物】草花(凍らせませす)	なし	小4~小6 30人 (親子での参加可)	

次ページにも⑥~⑩講座があります

夏休みおもしろ教室申し込み

(ふりがな)

①参加者氏名 _____ (男・女)

②学年・年齢 小学校 _____ 年生
幼稚園・保育園 年長 年中 年少 _____ 歳

③保護者氏名 _____

④住所 〒 _____
播磨町 _____

⑤電話番号(昼間に連絡できる電話番号)

⑥参加希望講座番号および講座名(2つまで)

講座番号	講座名

- ▶申込締切 6月30日(木)必着(申込者多数の場合は抽選)
- ▶抽選結果 7月中旬頃、返信はがきでご連絡します
- ▶材料費 材料費が必要な講座は、7月25日(月)までにすこやか環境グループへご持参ください
- ▶持ち物 講座によっては持参する物がありますので、「講座内容」欄で確認してください
- ▶申込方法 往復はがきに左の通り①~⑥を書いて、すこやか環境グループに郵送してください
※はがきは必ず1人1枚。1枚で2講座まで申し込みできます。同一講座はどちらか1講座しか申し込みません。町外の方は、7月20日(水)以降、空きがあれば受け付けます。

夏休みおもしろ教室 注意事項

- ・記載内容が正確でない場合は、返信ができない場合がありますのでご注意ください
- ・申込者多数の場合は厳正な抽選を行い、抽選結果については返信はがきで連絡します
- ・申し込みいただいた個人情報は、個人情報保護法により適正に管理します
- ・抽選結果については、個人ごとにはお答えいたしかねますのでご了承ください
- ・キャンセルが出た際は、落選者の中から抽選し、繰り上がり当選の電話連絡を随時行います

点線を切り取って、①~⑥を書いて、往信の裏面(役場の住所を書いた裏側)に貼ってください。書き方は裏面にも説明図があります。間違えないように、確認してください。

●わくわく講座メニュー

- ①これからのまちづくり(企画グループ)
まちづくりの目標や基本的な考え方、長期的指針を示した播磨町第四次総合計画の内容を中心に
- ②男女共生社会って?(生涯学習グループ)
男女共生社会の実現に向けて私たちができること
- ③防災のはなし(危機管理グループ)
被害を最小限に食い止めるために普段からしておくことは?災害が起こったらまず何をすればいいの?など防災関連のはなし
- ④マスタープランって何?(都市計画グループ)
まちの都市計画の現状と基本計画について
- ⑤地籍調査って何?(都市計画グループ)
地籍調査の必要性や仕組みについて
- ⑥まちの台所事情(総務グループ)
予算や決算など、まちのお金のはなし
- ⑦選挙のしくみ(総務グループ)
あなたの1票を大切に…いろいろな投票方法について
- ⑧「情報公開」「個人情報保護」って何?(総務グループ)
情報公開条例、個人情報保護条例に基づく両制度について
- ⑨進む行政改革(企画グループ)
行政改革の取り組みについて
- ⑩町のホームページ活用法(企画グループ)
身近なくらしのガイドから最新の情報まで
- ⑪税金のはなし(税務グループ)
町税の仕組みはどうなってるの?どんな計算で、こうなるの…
- ⑫知っておきたい「国保」と「年金」(保険年金グループ)
「国民健康保険」と「国民年金」の仕組みと手続き
- ⑬福祉のはなし(福祉グループ)
今実施されている福祉制度は?①~③から選択してください ①障害福祉 ②高齢福祉 ③児童母子福祉
- ⑭わかりやすい「介護保険」(保険年金グループ)
「介護保険」の仕組みと手続き
- ⑮乳幼児の食育のはなし(すこやか環境グループ)
離乳食づくりと簡単なお弁当づくり
- ⑯「健」「幸」づくりを楽しもう(すこやか環境グループ)
誰でもできる健康づくりをご紹介します!
- ⑰みんなでごみを減らそう(すこやか環境グループ)
家庭で気軽に始められるごみの減量、環境にやさしいリサイクル
- ⑱道路と河川のはなし(土木グループ)
まちの道路整備計画や河川の改修などについて
- ⑲なぜ「下水道」は必要なの?(下水道グループ)
下水道の整備について
- ⑳今、学校教育は?(学校教育グループ)
子どもをとりまく学校教育の現状とこれからの播磨町の教育
- ㉑わかりやすい「人権」のはなし(生涯学習グループ)
身近な人権について話し合おう
- ㉒今こそ考えよう!家庭教育(学校教育・生涯学習グループ)
青少年の健全育成や家庭での教育方法などについて
- ㉓みんなのスポーツ(生涯学習グループ)
クロリティーなど誰もができるニュースポーツをみんなで体験しよう!
- ㉔生涯、学習時代!(生涯学習グループ)
生涯、学習を続けるためには…
- ㉕身近にあるまちの文化財(郷土資料館)
身近な〇〇にそんな歴史が…播磨町にもたくさんの文化財があります!
- ㉖水ができるまで(水道グループ)
こうやって飲み水ができるんだ!~取水井から浄水施設の紹介~
- ㉗かしこい消費者になろう!(住民グループ)
最近の消費生活相談事例を交えながら、契約トラブルに遭わないためのポイントをわかりやすくご説明します
- ㉘犯罪から命と財産を守るために(企画グループ 外部講師)
様々な犯罪から命と財産を守るために気をつけること
- ㉙始まっています、裁判員制度(企画グループ 外部講師)
平成21年5月21日からスタートした裁判員制度について、その制度の趣旨、成り立ちから、裁判員に選任されるまでの流れと実際の役割についてご説明します
- ㉚地デジいろは塾(企画グループ 外部講師)
平成23年7月24日の地上テレビ放送のデジタル完全移行に備え、地デジに関する基礎知識を身につけましょう。地デジの特徴、放送開始予定・受信エリア、受信方法、悪質商法の事例紹介など分かりやすく説明します
- ㉛手作りメニュー
上記以外に聞きたい講座をリクエストしたり、複数の講座を組み合わせることも可

切り取って保存してください

播磨わくわく講座申込書(コピーしてご利用ください)

希望の講座	講座番号	講座名	参加人数	人
希望の日時	平成	年	月	日()
			時	分 ~ 時 分
講座の会場	電話			
申請者	〔団体・グループ名〕 〔代表者・申請者〕 氏名		電話	
	住所 〒			
備考	内容について要望があればご記入ください			

講座番号・開催日時	講座名・内容【持ち物】	材料費	対象・募集数	場所
⑥ 8月6日(土) 10:00~12:00	万華鏡を作ろう！ トイレットペーパーの芯を使って、万華鏡を作る	100円	幼・保~小6 親子20組	図書館 2階 学習室
⑦ 8月7日(日) 10:00~12:00	環境絵本、紙芝居から学ぶ身近なエコライフ 絵本「海と空の約束」を通して、身近なエコを学ぶ	なし	小1~小6 親子20組	
⑧ 8月8日(月) 10:00~12:00	化学の力で食品サンプルを作ろう！ 身近な材料で様々な化学実験をしながら、天ぷら、イクラなどの食品サンプルを作る	なし	幼・保~小6 親子15組	
⑨ 8月9日(火) 10:00~12:00	4Rを知ろう！&風りんを作って涼しくなろう！ ごみを減らし、生活環境を守っていくことに必要な4Rについて学んだ後、風りんを作る ※絵の具がついても大丈夫な服装で来てください。	なし	幼・保~小6 親子15組	喜瀬川
⑩ 8月10日(水) 9:00~11:00	喜瀬川でさかなや虫の観察をしてみよう！ 喜瀬川にはどんな生き物がいるか観察する 【持ち物】 帽子、タオル、長靴、筆記用具、魚とり網、お茶	なし	小1~小6 親子15組	

播磨町すこやか環境グループ

- わくわくの森支援センター(南部子育て支援センター)
☎079(437)4188
- ニニコの森支援センター(北部子育て支援センター)
☎078(944)0717
- 福祉グループ ☎079(435)2362

七夕まつり



南部子育て支援センター
☎079(437)4188
※申し込みは不要です。

北部子育て支援センター
☎078(944)0717
※申し込みが必要です。

地域の方と一緒に七夕かざりを作ったり歌を歌ってみながら七夕まつりを楽しみましょう。お友達も誘って、当日直接会場へお越しください。

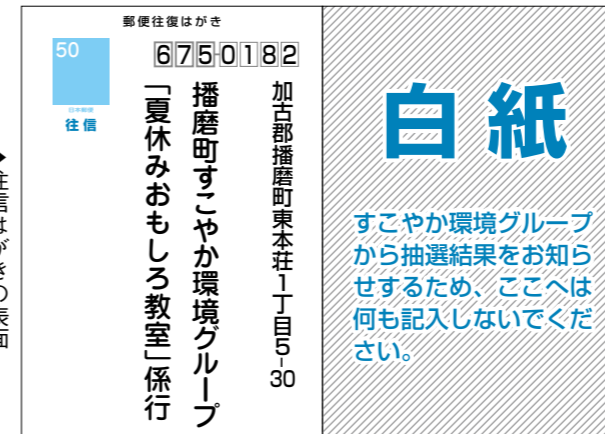
▼日時 7月5日(火)
午前10時~11時



▼申込み 6月13日(月)午前9時から電話または直接、北部子育て支援センターでお申し込みください。
※駐車場が少ないので、徒歩、自転車でお越しください。

「夏休みおもしろ教室」 申し込み用往復はがきの書き方

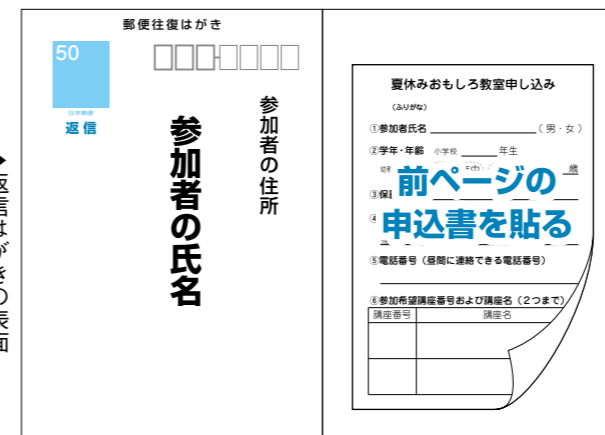
※前頁に詳しい申し込み方法が記載されています。



▶ 往信はがきの表面

◀ 返信はがきの裏面

参加者の住所を書いた裏は、必ず白紙にしてください。お間違えないようお願いします。



▶ 返信はがきの表面

◀ 返信はがきの裏面



▲化学をたのしむ教室



▲喜瀬川での生き物調べの様子

▶ 問合せ すこやか環境グループ
☎079(435)2721
図書館 ☎079(437)4500

平成23年度 子ども手当の支給について

子ども手当は次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了までの子どもを養育している方に子ども一人あたり、月額1万3千円を支給する制度です。

条件で平成23年9月分まで支給されます。

なお、平成23年度10月分以降の支給要件、支給金額については未定のため、国の方針が固まり次第お知らせします。

▼問合せ 福祉グループ
☎079(435)2362

平成23年4月分以降の子ども手当は、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」の一部が改正されたことにより、平成22年度と同じ

子ども手当の振り込み

6月期(2~5月分)の子ども手当は6月10日(金)に口座に振り込みます。個人あての支給通知はしませんので、ご了承ください。

また、振込先口座の変更は、振込月(6月、10月、2月)の前月20日までに、変更届を提出してください。

▼問合せ 福祉グループ
☎079(435)2362

子育て応援ネット事業

こどもミュージカル

「おもちゃのチャチャcha ~ぼくがみつけたたからもの~」

午後のひと時、親子でいっしょに、ミュージカルの世界を楽しみませんか？

- ▶日時 7月10日(日) 13:30~15:00(13:00開場)
- ▶場所 中央公民館 大ホール
- ▶対象 町内に通園、在住の5歳児(就学前)の親子
※必ず、保護者と一緒にご観劇のこと。
- ▶出演 ミュージカルサークルみっくすじゅうす
- ▶定員 先着100組
- ▶申込み 6月13日(月)~24日(金)9:00~17:00
直接、生涯学習グループへお申し込みください(土、日曜日は受け付けできません)
※電話、FAX、メールでの申し込みはできません。
- ▶問合せ 生涯学習グループ ☎079(435)0565

子育てを漢字1文字で表すとしたら...

匿名希望さんより

「耐」子育ては親の思いが強ければ強いほど、親子ともがしんどくなり、あつれきが生まれます。思いを伝えることに耐えることにお互いが楽になる。お互いに我慢を知ることが生きていくことで必要。今の若い親に一番欠けているかな。それには、地域・まわりの支援が必要なのだが...

▶ 問合せ 福祉グループ FAX 079(435)0831